

鳥取県告示第 135 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
なわだ内科クリニック	鳥取市青葉町三丁目 101—2	平成 19 年 2 月 13 日
あおば薬局	鳥取市青葉町三丁目 104	〃